

「福島市市民活動サポートセンター」指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

| | 期日 | 項目 | 内容 |
|---|-----------|------------------------------|--|
| 1 | 7月23日 | 現場説明会 | 3団体参加 ・時間:午後2時～ ・内容:募集要項・仕様書の説明、施設案内、質問受付 |
| 2 | 7月24日～27日 | 質問の受付 | 質問なし |
| 3 | 8月3日 | 質問への回答 | ホームページにて回答(現場説明会時に後日回答としたものにつき回答) |
| 4 | 8月6日～9日 | 指定申請書受付 (市民協働課) | 1団体申請 ・申請書類の内容等点検、受付 |
| 5 | 8月28日 | 面接審査 (市民会館502号室) | 1団体面接 ・時間:午後1時30分～ ・内容:プレゼンテーション、質疑応答 |
| 6 | 9月26日 | 第1次審査 (市民安全部指定管理者管理運営委員会) | 評価項目:7項目 ・各評価項目について評価(配分等詳細は審査集計表による) ・委員持点:各評価項目それぞれ10点 |
| 7 | 10月9日 | 第2次審査 (福島市指定管理者選定委員会) | ・市民安全部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・指定管理者候補者の順位を決定 |

2 指定管理者候補者

- ・「特定非営利活動法人 ふくしまNPOネットワークセンター」／最終合計点：83.83点
(交渉順位第1位)

3 審査結果

【審査集計表】

| 評価項目 | 配分 | 第1位 |
|--|------|--------|
| ア 施設の設置目的の理解 | 10% | 5.00点 |
| イ 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進の考え方 | 30% | 13.80点 |
| ウ 指定管理料(費用)の設定の考え方 | 15% | 9.00点 |
| エ 施設の維持管理に関する考え方 | 10% | 4.20点 |
| オ 関係法令等の遵守に関する考え方 | 5% | 2.10点 |
| カ 社会的価値の実現 | 15% | 6.15点 |
| キ 安定した施設運営 | 15% | 8.25点 |
| 合計 | 100% | 48.50点 |
| ※管理運営委員会委員が6名につき1項目60点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点 | | 80.83点 |
| 上記採点結果に【インセンティブ加点】した最終合計点 | | 83.83点 |

【評価コメント】

・現指定管理者としての経験を踏まえ、背景をきちんと押さえた上で、協働のコーディネートの一部を担える施設として、具体的で現実的な目標値を明確に設定しており、的確と考える。

・現指定管理者として経験、状況・ニーズ等を踏まえ、より効果的な広報手段が必要と思われるが、利用者へのアンケート、意見交換会の企画など、利用者ニーズを把握しようとする努力がうかがえ、より具体的に若者から高齢者まで幅広くサービス向上に向けて提案されている。

・関係法令等の遵守について、職員向けの講習会開催等、適切に対応しており、今後とも取り組みに期待したい。

・専門職員の配置に配慮され、他団体との協働に努めるなど安定が見込まれる。自主事業の計画は、組織づくりやNPOの課題に向けた支援策となっており、魅力的であるが、事業量に見合う人員の確保が懸念される。

以上のことから総合的に判断し、当該施設を管理運営するうえで適当な団体であると評価した。

4 参考

■提案内容の評価の視点

ア 施設の設置目的の理解

- ① 管理運営方針は、施設の設置目的に沿っているか
- ② 目標値及び重視するサービス項目の設定が的確であるか

イ 施設利用者サービスの観点にたった利用促進の考え方

- ① 上記①、②を踏まえ、利用者に対するサービス向上が見込まれる提案となっているか

ウ 指定管理料（費用）設定の考え方

- ① 標準的経費により採点
- ② 必要な費目の設定は妥当か

エ 施設の維持管理に関する考え方

- ① 管理保守点検等の施設管理計画が妥当か

オ 関係法令等の遵守に関する考え方

- ① 個人情報保護及び秘密漏洩防止について理解され、組織として適正な対策が講じられているか

カ 社会的価値の実現

- ① 雇用や労働条件等に配慮した取り組みを行っているか

キ 安定した施設運営

- ① 安定した施設管理に必要な業務遂行能力を有する職員計画となっているか。
- ② 同様な施設の施設管理の実績があり、十分なものか。
- ③ 団体の経営状況は良好か

■指定管理者採点におけるインセンティブの付与について

1. 趣 旨

利用者へのサービス向上と施設管理の安定性、継続性の観点から、優良、適正に業務を行っている指定管理者については、第3期の業務実績評価を活用して第4期からインセンティブを付与する。

2. インセンティブ方法

①これまでの指定管理者については、平成26～29年度の4カ年の指定期間の評価結果（※1）を基に、「加点」する。

- ・総合評価A（優れている）⇒1年当たり：+1点加点
- ・総合評価B（適正である）⇒1年当たり：+0.5点加点
- ・総合評価C（問題がある）⇒1年当たり：加点なし

※1：評価結果（A・B・C）は、毎年度、各部指定管理者管理運営委員会で決定後、ホームページで公表しているもの。

②上記①に基づき算出した加点数を、各部指定管理者管理運営委員会の採点結果（各管理運営委員会により審査委員数が異なるため、採点結果を100点満点に換算後）に加点する。

③評価の異なる複数の施設を一括して公募（または非公募）する場合には、まず、施設ごとに加点数を算出し、その合計点を該当施設数で除した上でこれまでの指定管理者へ付与する。（※小数点第2位を四捨五入）